

総行公第89号
平成25年11月22日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
各人事委員会委員長

殿

総務大臣



地方公務員法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年法律第79号。以下「改正法」という。）は、平成25年11月22日に公布されました。

この法律は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けるものです。

改正法の施行については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

なお、条例参考例及び運用上の留意事項については、今後、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）における取扱いを踏まえ、別途通知する予定ですので、これも参考の上、所要の措置を講ずるようお願いします。

おって、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知願います。

記

第1 配偶者同行休業

1 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲内において条例

で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。））をすることを承認することができること。

（第26条の6第1項関係）

2 配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が1に規定する条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができ、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。こと。（第26条の6第2項から第4項まで関係）

3 配偶者同行休業の承認の失効等

(1) 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失うこと。

（第26条の6第5項関係）

(2) 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと等と認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。こと。（第26条の6第6項関係）

4 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

(1) 任命権者は、配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業の期間の延長の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、ロに掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができないこと。（第26条の6第7項関係）

イ 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

ロ 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

(2) 任命権者は、条例で定めるところにより、(1)の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。こと。（第26条の6第8項関係）

(3) 任命権者は、(1)の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定

めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができること。（第26条の6第9項関係）

第2 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第1条関係）
- 2 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第2条から附則第5条まで関係）